

事務連絡

平成 27 年 12 月 3 日

北海道開発局 地域事業管理官 殿
各地方整備局 地域河川課長 殿
沖縄総合事務局 河川課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局

砂防部保全課 保全調整官 伊藤 仁志



砂防事業における構造協議で使用する資料について

標記について、平成 24 年 6 月 18 日付け事務連絡により実施いただいているところですが、これまでの実施状況を踏まえ、構造協議で使用する標準的な資料とその作成にあたっての留意事項を次のようにまとめましたので、当該事務連絡に追加します。

本事務連絡を貴管内都道府県にも周知していただきますようお願いします。

<補足：構造協議について>

1. 協議で使用する標準的な資料

【資料】

- (1) 平面図
- (2) 縦断図
- (3) 一般構造図
- (4) 計画諸元・安定計算確認シート（別添）

【参考資料】

- (5) 全体計画調書の写し
- (6) 全体計画調書参考資料の写し（土砂収支図、管理計画（該当する場合））

【資料（構造上、説明に必要な場合のみ）】

- (7) 詳細構造図
- (8) 環境調査資料
- (9) 地質調査資料
- (10) 非越流部の安定計算資料（越流部と断面、基礎地盤が異なる場合）
- (11) 基礎処理検討資料
- (12) 袖部の補強計算資料（土石流流体力に対する補強が必要な場合）
- (13) 上記の他、説明に必要な補足説明資料（特殊な条件下において構造計算がされているなど、図面のみで判断が難しい場合に確認が必要な補足説明資料）

2. 資料の作成にあたっての留意事項

(1) 全般

河川砂防技術基準（計画編、設計編Ⅱ）、砂防基本計画策定指針や土石流・流木対策設計技術指針等の各種技術基準に沿って、構造物が適切に設計されているかを確認するため、必要な寸法は漏れなく記載すること。

(2) 平面図に明記する事項

- ・流心
- ・砂防堰堤及び渓流保全工等の構造物
- ・平常時堆砂線、計画堆砂線
- ・H.W.L.
- ・管理用道路（管理型の場合）

(3) 縦断図に明記する事項

- ・現渓床勾配
- ・砂防堰堤及び渓流保全工等の構造物
- ・平常時堆砂線及びその勾配、計画堆砂線及びその勾配
- ・H.W.L.
- ・ボーリング結果及び推定地盤線（ボーリング結果に基づく土質区分による推定線）
- ・地盤改良が必要な場合は、地盤改良の範囲

(4) 一般構造図に明記する事項

- ・構造物の正面図、平面図（地形図が入ったものが望ましい）、側面図
- ・水通し断面に H.W.L. 及び余裕高線
- ・水通し幅（H.W.L.）と側壁の位置関係（本提工正面図に図示）
- ・ボーリング結果及び推定地盤線（ボーリング結果に基づく土質区分による推定線）
- ・ボーリング結果による地盤支持力値を同図面に図示
- ・袖のかん入、根入れ、本堰堤の根入れ等の寸法と基準値
- ・袖部の補強が必要な場合は、補強鉄筋の配筋図
- ・地盤改良が必要な場合は、地盤改良の範囲（正面図、側面図に図示）

3. その他

構造協議の実施は、原則として詳細設計完了時の1回を基本とする。

なお、構造設計を進めるにあたり、都道府県から相談がある場合は、隨時実施されたい。